

## 島根県地域経済牽引事業促進協議会規約

### (目的)

第1条 この協議会は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第7条第1項の規定に基づき、法第4条第1項に規定する地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）並びに同条第6項の規定による同意を得た基本計画（法第5条第1項又は第2項の規定による変更があったときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）及びその実施に関し必要な事項その他地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項について協議を行うことにより、地域経済牽引事業の促進のために、当該地域の地方公共団体がその地域の経済社会情勢を踏まえつつ行う主体的かつ計画的な取組に寄与することを目的とする。

### (名称)

第2条 前条の協議会は、島根県地域経済牽引事業促進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

### (構成員)

第3条 協議会は、次に掲げる者を構成員とする。

(1) 市町村

松江市、浜田市、出雲市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町、邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

(2) 島根県

(3) 地域経済牽引支援機関として法第2条第2項に規定する支援を実施すると見込まれる次の者

島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、島根県中小企業団体中央会、公益財団法人しまね産業振興財団、国立大学法人島根大学、公立大学法人島根県立大学、独立行政法人国立高等専門学校機構松江工業高等専門学校

(4) 法第7条第2項各号に掲げる者

2 前項第1号に掲げる市町村及び島根県は、同項第4号に該当する者であって、協議会の構成員として加えるとされていないものが、法第7条第3項に規定する主務省令で定める期間内に、前項第1号に掲げる市町村及び島根県に対して自己を協議会の構成員として加えるように申し出た場合に、必要があると認めるときは、構成員とすることができる。

3 構成員は非常勤とする。

### (公表)

第4条 協議会の公表は、島根県のホームページへの掲載により行う。

(事務)

第5条 協議会は、その目的を達成するために、次に掲げる事務を行う。

- (1) 基本計画の作成及び同意基本計画の変更（軽微な変更を除く。）に係る協議を行うこと。
- (2) 同意基本計画の実施に関し必要な事項の協議を行うこと。
- (3) 関係行政機関の長に対して、資料の提供、意見の表明、説明その他の協力を求めること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、地域経済牽引事業の促進に関し必要な事項の協議を行うこと。

(事務局)

第6条 協議会の事務を処理するため、島根県商工労働部商工政策課に事務局を置く。

(役員及び職務)

第7条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、島根県商工労働部次長をもって充てる。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 5 会長の任期は、3年とし、再任を妨げない。

(オブザーバー)

第8条 協議会は、第5条に規定する事務に関し、必要に応じて意見を求めるため、オブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、会長が会議に招集し、発言を求めることできる。

(会議の招集)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、第3条第1項第1号のうち協議対象の基本計画又は同意基本計画における法第4条第2項の促進区域である市町村及び同項第2号から第4号に掲げる構成員を招集する。
- 3 会長は、構成員の4分の1以上の者から会議の招集の要請があるときは、会議を招集しなければならない。
- 4 会長は、会議を招集するときは、会議の日時及び開催場所並びに会議に付すべき事項をあらかじめ構成員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会長は、会議の議長となる。

- 2 会議において決定すべき事項は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議の議事、その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

(分科会の設置)

第 11 条 協議会は、その事務の一部について、必要な協議又は調整を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

(協議結果の尊重)

第 12 条 協議会の構成員は、会議において協議が整った事項について、その協議結果を尊重しなければならない。

(協議会解散の場合の措置)

第 13 条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、構成員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

(その他必要事項)

第 14 条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が会議に諮り別に定める。

附 則

この規約は、平成 29 年 8 月 25 日から施行する。